

青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を、同法第34条の8第2項の規定にもとづき青梅市長（以下「市長」という。）に届け出て行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の別紙に定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」にもとづき実施する事業のうち、別表に掲げる事業とする。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

4 補助金の額

補助金の額は、前項に規定する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、別表に定める基準額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする放課後児童健全育成事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金算出書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

6 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様

式第2号) または補助金不交付決定通知書(様式第3号)により放課後児童健全育成事業者に通知するものとする。

7 補助の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費については、別表備考に規定する特定分および一般分の区分を超えて配分の変更を行うことはできないものとする。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を青梅市(以下「市」という。)に返納させる場合がある。
- (5) 補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。
- (6) 補助対象事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、書面をもって速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容にもとづき報告を行うこと。また、市長は、当該報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させる場合がある。
- (7) この補助金と補助対象事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助対象事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書および証拠書類を事業完

了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日または市長が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管するものとする。

(8) 市が実施する放課後子ども教室推進事業と連携し補助対象事業を行わなければならない。

8 申請事項の変更

第6項の補助金交付決定通知書を受けた放課後児童健全育成事業者は、補助金の交付決定後、第5項の規定による補助金交付申請書または添付書類の記載事項に変更が生じたときは、変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて速やかに市長に申請しなければならない。ただし、補助金の算出に関わらない軽微な変更はこの限りでない。

9 変更の承諾

市長は、前項の申請を受理したときは、当該申請にかかる書類を審査の上、変更の諾否を決定し、変更承諾書兼補助金交付変更決定通知書（様式第5号）または変更不承諾通知書（様式第6号）により放課後児童健全育成事業者に通知するものとする。

10 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた放課後児童健全育成事業者は、補助事業の完了の日から起算して1か月を超えない日または補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて実績報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金算出書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

11 補助金の額の確定

市長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書を審査の上、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様

式第 8 号) により通知するものとする。

12 補助金の交付請求

前項の通知を受けた放課後児童健全育成事業者は、補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出するものとする。

13 補助金の交付

市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

14 概算払

(1) 市長は、放課後児童健全育成事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助対象事業を実施できないと認めた場合は、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。

(2) 補助金の交付決定を受けた放課後児童健全育成事業者は、前号の規定にもとづき補助金の支払を受けようとするときは、補助金(概算払)請求書(様式第 10 号)を市長に提出するものとする。

15 交付決定の取消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の決定の内容および第 7 項各号の条件その他法令に違反したとき。

(4) 局長通知の変更その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき。

16 補助金の返還

市長は、次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消したとき。

(2) 第 11 項の規定により補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超えて補助金が交付されているとき。

17 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和 41 年規則第 16 号)の定めるところによるほか、市長が別に定める。

18 実施期日等

- (1) この要綱は、平成28年6月14日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第2項、第3項、第4項関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費
放課後児童健全育成事業	<p>1 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 構成する児童の数が10～19人の支援の単位 1,424,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×26,500円</p> <p>(2) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,706,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円</p> <p>(3) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,706,000円</p> <p>2 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×15,000円 （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>3 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数×292,000円</p> <p>(2) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×131,000円</p> <p>※ 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所を対象とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）
放課後子ども環境整備事業	<p>1 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業所当たり年額7,000,000円（ただし、開所準備経費を含む場合は、1事業所当たり7,600,000円）</p> <p>2 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業所当たり年額1,000,000円（ただし、</p>	放課後子ども環境整備事業に必要な経費

	<p>開所準備経費を含む場合は、1事業所当たり年額1,600,000円)</p> <p>3 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業所当たり年額1,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費とは、礼金および開所前月分の賃借料とする。ただし、開所日と同一年度に支払われたものに限る。</p>	
放課後児童クラブ支援事業	<p>1 障害児受入推進事業 1支援の単位当たり年額1,712,000円</p> <p>2 放課後児童クラブ運営支援事業 1支援の単位当たり年額3,080,000円</p> <p>3 放課後児童クラブ送迎事業 1支援の単位当たり年額435,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員等処遇改善等事業	<p>1 家庭、学校等との連絡および情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1支援の単位当たり年額1,539,000円</p> <p>2 1の「家庭、学校等との連絡および情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 1支援の単位当たり年額2,831,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）および賃金）
障害児受入強化推進事業	<p>1 支援の単位当たり年額1,712,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費

小規模放課後児童クラブ支援事業	<p>1 支援の単位当たり年額 532,000 円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
-----------------	--	--------------------------

備考 事業のうち、放課後児童健全育成事業、放課後子ども環境整備事業および放課後児童クラブ支援事業については特定分とし、その他の事業については一般分とする。